

●関西大学人権問題研究室●

第54回 公開講座

朝鮮総督府の「国語常用」運動

日 時 2008年6月27日（金）13：00～14：30

場 所 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

くまたに あきやす
講 師 熊谷 明泰 (外国语教育研究機構教授)

日本による朝鮮植民地支配は、朝鮮民族に「国語」（＝日本語）の使用を強制したが、その具体的な様相は未だに日本社会ではほとんど知られていない。

朝鮮における「国語」の普及は、主に学校教育を通じて徐々に進められていた。しかし、就学率が低かったことに加え、皇民化政策に対する抵抗意識が強かったこともあり、「国語常用」の社会的機運は形成しがたい状況にあった。このことは、朝鮮総督南次郎が総督府定例局長会議（1941年9月30日）の席上、「中等学校以上の学校において、国語を使わず朝鮮語を用い、国語常用という建前が弛緩の傾向にあるとは甚だ遺憾と思う。学校内では国語使用を不斷に奨励しているにも拘わらず、かかることを耳にするのは実に残念である」と訓示していることからも伺われる。

1942年3月、朝鮮全土で満18歳と満19歳の朝鮮人男子を対象に「第1回朝鮮青年体力検査」が実施された。この際、「国語解否の状況」についても調査がなされ、「国語」を「全く解さない者」は18歳で49.4%、19歳で54.8%であることが明らかにされた。また当時、朝鮮全土における「国語を解する者」の比率は20%を超えていなかった。このような「国語」普及状況に対し、朝鮮軍参謀長は「国語の徹底普及が刻下の急務である」と語っているが、その目的とするところは徴兵の実施、産業労務動員の遂行にあつた。

同年5月9日、1944年度より朝鮮でも徴兵制を実施する閣議決定が発表されたが、これを前後して「国語常用」は強圧的な形をとって展開されていった。朝鮮総督府は各道知事に命じて、朝鮮全土の地方行政機関に対して「国語常用」を「総力運動」として展開するための推進施策を諮問させ、答申書を提出させた。この答申書は「昭和17年度府尹郡守會議報告書」とタイトルが付された5冊のファイルにまとめられ、韓国政府記録保存所に保管されているが、そこでは朝鮮語使用の抑制・禁止を企図する以下のような表現が乱舞している。

「あらゆる職場において、それぞれ国語常用を強制する」（京畿道仁川府）、「国語を解する者より先ず鮮語使用を絶対禁止をなし、官公署に於いては勿論、家庭其の他あらゆる方面に於いて、公私を問わず必ず相互に率先して国語のみを使用する」（江原道江陵郡）、「汽車、汽船、電車、自動車等の切符は、国語以外の用語を用いたるときは販売せざること」（咸鏡南道惠山郡）、「各種配給品の購入に当たりては、国語を以って申込むにあらざれば、販売せざるの方法を講ずること」（咸鏡北道明川郡）

不幸な歴史的過去の清算は、歴史的事実に対する認識なくしては行き得ない。朝鮮総督府の行政資料とともに、朝鮮総督府が行っていた朝鮮民衆に対する言語支配の様相を明らかにしたい。

* * *

●聴講無料 多数のご来場を歓迎します。

手話通訳が必要な場合は、6月19日(木)までに人権問題研究室へご連絡ください。

第55回 10月24日（金）13：00～14：30 「運動・スポーツのすすめ—実践のための知識あれこれー」

武智 英裕（文学部教授）

第56回 11月28日（金）13：00～14：30 「生理休暇を考える—アメリカ占領下の議論を中心に（仮題）」

豊田 真穂（文学部准教授）

会場は、いずれも 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

主 催 関 西 大 学 人 権 問 題 研 究 室

〒564-8680

吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車

Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>